

令和8年度 鳥屋学園 いじめ防止基本方針

学園教育目標

【自律・見識・貢献】

「確かな知恵と知的探究心を基盤として、自ら学び主体的に考える力とたくましく生きる力を身につけた子どもを育成する」

めざす学園像 学園ベース(土台・根拠)

- 学園生が主役な学園
- 安心・安全な学園
- 自信が生まれる学園

めざす学園生像

- 自分の意見を持って発信できる子
- ステップ2 他の意見を受け入れ自分の考えに生かせる子
- ステップ1 自分の考えを生み出せる子

【家庭・地域との連携】

学園、保護者、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設け、家庭、地域と連携し、いじめ防止に努める。

- ・鳥屋学園PTA
- ・学校運営協議会
- ・自治会
- ・青少年相談員

【校内組織】

- ①いじめ防止対策委員会
学園内において、いじめ防止等の組織的な取り組みを推進し、学園全体でいじめ対策を行うための中心的役割を担う。
- ②学園生支援担当者会議
・学園内におけるいじめの実態把握に努め、委員会に報告する。

【関係機関との連携】

- いじめを発見したり、通報を受けた場合、関係機関・専門機関と連携し、対応(ケース会議)する。
- ・教育委員会
 - ・児童相談所
 - ・青少年相談センター
 - ・子育て支援センター
 - ・警察署
 - ・スクールサポーター

【いじめの未然防止】

いじめ問題において「いじめが起こらない学級・学園づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには「いじめは、どの学級でもいつでも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学園の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画し、実施していく。

【いじめの早期発見】

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報収集していく。

- ・生活アンケート(学期1回) ※全学園生
- ・教育相談(学期1回) ※全学園生
- ・面談 希望保護者
- ・アセスメント(学期1回) ※全学園生
- ・カウンセラー教育相談(年1回) ※第2・3ステージ学園生

【いじめへの対処】

いじめの兆候やいじめを発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をしていく。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学園全体で組織的に対応していく。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守っていく。

いじめの定義

- ① 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AとBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

【「いじめ防止対策推進法」第2条第1項】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1. いじめ防止等の取り組みを推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの学園生にも起こり得ることから、誰もが安心して学園生活を送れるように、全職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学園づくりに取り組んでいく。また、学園と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

2. いじめ防止等の対策のための組織

学園内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取り組みを推進するための組織を置く。この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学園全体でいじめ防止対策を行う。

(1)組織名称

- ①いじめ防止対策委員会
- ②学園生支援担当者会議

(2)構成員

- ①校長、副校長、教務主任、学園生指導担当、児童支援専任教諭、支援教育コーディネーター、当該学級担任、ステージリーダー、養護教諭、（青少年教育カウンセラー）
- ②校長（副校長）、学園生指導担当、児童支援専任教諭、支援教育コーディネーター、養護教諭、青少年教育カウンセラー、（SSW）

(3)取り組み内容

①いじめ防止対策委員会

- ア. いじめの未然防止・早期発見の体制整備及び取り組み
- イ. いじめを受けた学園生に対する相談及び支援
- ウ. いじめを受けた学園生の保護者に対する相談及び支援
- エ. いじめを行った学園生に対する指導
- オ. いじめを行った学園生の保護者に対する助言
- カ. 専門的な知識を有する者等との連携
- キ. その他いじめの防止等に係ること

②学園生支援担当者会議

- ア. いじめの実態について週1回の情報交換
- イ. いじめのアンケート(生活アンケート)の分析

3. いじめの未然防止への取り組み

いじめはどの学園生にも起こり得ることを踏まえ、全ての学園生を対象に未然防止に取り組む。

- (1) 学園生が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
 - ① 教材研究を十分に行い、魅力的でわかりやすい課題設定
 - ② 一人ひとりが自分の考えが持てる授業展開の工夫
 - ③ ほめる、認める、励ますを常に意識した指導・支援
- (2) 教育活動全体を通じて、学園生の自己有用感を高められる機会を充実させる。
 - ① 一人ひとりに役や係を与え、互いに活躍を認め合える環境づくり
 - ② 委員会活動をはじめとする学園生会活動などによる自治の育成
 - ③ 学級や異学年での交流の充実
- (3) 教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や読書活動、体験活動などを推進する。
 - ① 生命尊重の精神や人権感覚の育成
 - ② 人としての「心づかい」「優しさ」に触れ合う道徳教育の充実
 - ③ 総合的な学習の時間の体験教育の充実(発達段階に応じて体系的に展開)
- (4) いじめ(インターネット等によるいじめを含む)について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、学園生、保護者に対しても周知徹底を図る。
 - ① 学園生へのネットの特殊性についての指導と保護者への指導協力(未然防止・早期発見)
 - ② 日常の様子のもとより、学園生一人ひとりの実態を把握する。(外国につながりがある、性同一性障害及び性的指向・性自認、震災等自然災害により被災した等)
 - ③ 保護者に向けた通知など、情報モラルの啓発
 - ④ 校内研修の実施(ネット等の危険性把握、最新事例把握や指導力向上など)
- (5) 学園、保護者、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。
 - ① 学校いじめ防止基本方針について、入学時、各年度の開始時に学園生、保護者、学校運営協議会等に説明を行う。(いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学園として、警察への相談・通報を行うことについて、保護者に周知する)
 - ② 保護者、学校運営協議会、地域の方々等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した取組を推進する。
 - ③ 医療機関、児童相談所、青少年相談センター等、専門的な立場からの助言
 - ④ SSWや学校警察連携制度の運用

4. いじめの早期発見の取り組み

日頃から学園生の見守りや信頼関係の構築に努め、学園生が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、学園生の様子に目を配る。
 - ① 学園生が出すサインへの気づき
 - ② 休み時間や放課後の活動の学園生の様子(全職員での見守り)
 - ③ 面談、保護者会等により把握
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談等の実施により、学園生がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ①学園生と教職員の信頼関係の構築
 - ②生活アンケート(いじめに関する項目含む)の実施:学期に1回
 - ③アセスメントの実施:学期に1回
 - ④学園生教育相談:学期に1回、全学園生を対象に実施
- (3)教育委員会へいじめの月間報告を行うとともに、学園生の苦痛の累積等を把握するための調査を行い、学園生の状況把握に努める。
- (4)外国につながりがある学園生等並びに性同一性障害及び性的指向・性自認について、組織的に情報を共有し、早期発見に努める。
- (5)震災等自然災害により被災した学園生等について、当該学園生等が受けた心身への影響を十分に理解し、組織的に情報を共有することで早期発見に努める。
- (6)SNSを利用したいじめがあることを理解し、表面的・形式的な判断にならないよう留意する。
- (7)在籍する学園生及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ①相談窓口の周知(青少年教育カウンセラー(学園内相談室直通)、青少年相談センター相模湖相談室、学校教育課さがみはら子どもSOSダイヤル、ヤングテレホン相談等)
 - ②保健室だより、相談室だよりの発行
 - ③青少年教育カウンセラーによる校内巡回
 - ④青少年教育カウンセラーによる教育相談(4～9年生対象)※1学期
 - ⑤保護者対象教育相談(学期に1回希望者)

5. いじめへの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず速やかに組織的に対応する。

- (1)被害学園生の安全を守り、加害学園生にいじめ行為をやめるよう指導する。また、教育的配慮のもと、その再発防止に取り組む。
- ①校内の「いじめ防止対策委員会(担当)」に直ちに報告し、情報を共有する。
 - ②すみやかに事実確認を行い、関係学園生及びその保護者、集団全体(学級、部活動、遊び仲間等)へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。また、適時適切に継続的な指導を行い再発防止に努める。
 - ③インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては当事者に削除を求める等の対応を行う。また、必要に応じて関係機関等とも協力・連携して対応に当たる。
- (2)教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会・関係機関への報告、専門機関との連携のもとで対応する。
- ①青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー
 - ②各警察署、県警少年相談・保護センター
 - ③青少年相談員
 - ④児童相談所、子育て支援センター

6. 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

- (1)重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、すみやかに組織を設け、事実関係を明確にするため、在籍学園生や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を実施する。

(2)教育委員会を通じて、すみやかに市長へ重大事態発生について報告する。

(3)当該学園生及びその保護者に対し、適時かつ適切な方法で情報を提供する。

※重大事態とは

○いじめにより学園生の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○いじめにより学園生が相当の期間、欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき